慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	草梁倭館の修理・改建における資材調達
Sub Title	A study of material procurement for repair or reconstruction in the Choryang Weagan(草梁倭館)
Author	木村, 和代(Kimura, Kazuyo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2014
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.83, No.2/3 (2014. 7) ,p.1(127)- 36(162)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

草梁倭館の修理・改建における資材調達

木村和代

序章

近世における日朝関係は、秀吉による朝鮮出兵後、国書改ざんによる国交回復、柳川一件を経て、本格的にルールが整備された。この際、両国が対等であるという建前を満たすために、幕府は朝鮮外交に伴う実務を対馬に一任していた。こうした近世の日朝関係において、外交や貿易の実務を機能的な側面から支えていたのが、釜山に設置されていた草梁倭館である。(1)

草梁倭館を含む倭館の管理体制については、日朝両国で取り交わされた数多くの「約条」を中心とした尹裕淑氏の研究に詳しい。(2) この中で尹氏は、草梁倭館の維持にかかわる費用についても検討し、新築時に以後の費用も継続して出費することが慣例となったことを明らかにしている。この尹氏の研究成果により、倭館の維持や管理の全体像を制度的に理解することが可能になったが、個々の問題、とりわけ建造物に必要となる具体的な資材やその調達については未着手のままである。

こうした個別資材の調達について解明を試みたのが、夫学柱氏の研究(3)である。夫氏は、現存する宗家文書の普請記録(4)に注目し、材木や瓦、土、建具などについての記述を紹介し、考察を加えた。しかしながら、原史料の誤読箇所が多く、それゆえに事実関係の把握においても処々に細かい誤解が目立つ。夫氏は、倭館の建築は日朝混合様式であり、作業にあたった日朝の職人は分業体制であったと主張する。(5) このため、資材にかんする論考は、「日朝両国の文化の違い」という大きな結論を導き出すためのものであり、そこに至るまでの歴史的経緯、交渉

過程などを無視する傾向がみられる。夫氏がこのような理解にいたったのは、主として普請記録の分析に力点を置きすぎたことが要因と考えられる。普請記録は、いわば現場密着型の史料であり、事実の把握には有用であるが、たとえば作業開始以前の準備段階での日朝両国の交渉過程を知ることはできない。普請記録のみに依拠すると、時間的にも空間的にも限られた観点からの議論となってしまう恐れがある。

そこで本稿では、朝鮮側負担の家屋（東三大庁と西館）に関し、修理・改建における個々の資材調達がどのような財政的枠組で進められたのか、また個々の資材について両国間で多くの問題が表面化する材木、土、瓦について注目し、資材としての性質、調達地、調達方法などについて具体的に考察する。

一、草梁倭館における修理と改建の概要

1．近世倭館の沿革

草梁倭館の修理・改建について論ずるに先立ち、近世における倭館の沿革をみておきたい。

近世初頭、秀吉による朝鮮出兵の影響により、都（ソウル）及び釜山に置かれていた浦所倭館は消滅した。文禄・慶長の役が集結したのち、日朝国交正常化交渉は、絶影島に設置された仮倭館[6]において行われた。その後、慶長十二年（一六〇七）の講和成立とともに倭館は豆毛浦に設営された。絶影島での仮の家屋とは異なり、正式な倭館である。しかし、豆毛浦の倭館は狭小であることや朝鮮様式の建築であるなど、数々の不便が生じたため、早くから対馬側による移転要請が行われていた。記録上、最も早い移転要請が出されたのは寛永十七年（一六四〇）のことで、その後は断続的ながらも実に三十三年にも渡る移転交渉が行われ、延宝元年（一六七三）にようやく草梁の地に倭館を移転することが朝鮮王朝によって許可される。[7]

ところで、移転交渉が行われているさなか、正保三年（一六四六）には、豆毛浦倭館では大規模な修理が実施された。このとき作業に従事したのは朝鮮側の人員だけでなく、対馬からも普請集団が派遣されており、日朝両国の人員が協働する枠組みはこれ以降も踏襲されることとなる。[8]延宝三年（一六七五）、草梁倭館の建設が開始されたとき、右の例に倣い対馬からは普請奉行の佐治李左衛門をはじめとする総勢一五〇名にも及ぶ人員が釜山に派遣され、朝鮮側の役人・職人と共に作業にあたった。[9]

この三年後の延宝六年（一六七八）草梁倭館が完成をみることになる。

このように、倭館の新築は夥しい人力を要した一大土木工事であることから、費用の負担は大きな問題であった。新しい倭館には、豆毛浦時代から設置されていた使者のための客館（僉官屋）も建設されたが、代官家や鷹匠家のように、新しく付け加えられる家屋も存在した。豆毛浦から継承した家屋、もしくは貿易や外交の実務上不可欠な家屋については朝鮮側が費用を負担することとなり、残りについては対馬側の負担となった。[10] 具体的には、敷地内の中央に位置する龍頭山（中山）を挟んで西側（西館）の客館全体と東側（東館）の館守家（倭館の総責任者である館守の住居）・裁判家（外交交渉役である裁判の住居）・開市大庁（開市貿易の会場）が朝鮮負担によって建設された。[11] すなわち東館には、朝鮮側の負担による家屋と対馬側の負担による家屋が混在していたことになるが、本稿が主な考察対象とするのは、朝鮮負担である西館の三大庁と、東館にある館守家・裁判家・開市大庁のいわゆる「東の三大庁」である。

さて、当初は新築であった草梁倭館も時間の経過による老朽化は避けることができず、修繕の必要があった。このような修繕にかかわる費用は、新築時に費用を負担した側が負担し続ける慣例となった。朝鮮負担の家屋の場合には、約二十五年に一度、定期的に修繕が施され、これを「大監董」といい、東三大庁と西館全体に及んだ。一方、火災などに伴う改建（再建）など不定期に実施される修繕のことを「小監董」といい、大監董に比べ、人員や費用などの規模が縮小して実施された。[12] 実施年と箇所をまとめた【表】に示す通り、近世の大部分を通して倭館の建造物としての維持は、この大監董と小監董によって支えられていたといっても過言ではない。

ただしこの制度は一八世紀初頭に確立されて一〇〇年ほど継続されたが、文化六年（一八〇九）、朝鮮通信使の易地聘礼交渉に伴い締結された己巳約条によって一変する。二十五年に一度行われていた大監董は、四十年に一度と改められ、工費や工期はあらかじめ確定しておくこととなった。従来は、総工費を定めずに修理・改建が終了したのちに工期に応じて対価を受け取っており、工期の延引によっては、途中で朝鮮王朝から支給された資金が底を尽くこともあったためである。また、文化九年（一八二六）に実施された西館の小監董では、朝鮮の大工や人足の手を借りることなく、対馬側の人員のみで作

【表】　草梁倭館の修理・改建実施年表

年代		大監董/小監董	普請内容
和暦	西暦		
延宝　6	1678	築造	草梁倭館築造
元禄　2	1689	小監董	館守家改建
14	1701	大監董	西館三大庁・裁判家修理
正徳　5	1751	小監董	西館一特送屋西行廊改建
享保　7	1722	大監董	西館三大庁・五行廊修理
11	1726	大監董	東館三大庁修理
元文　5	1740	小監董	西館副特送屋東行廊改建
寛延　2	1749	大監董	東館三大庁修理
2	1749	大監董	西館三大庁・五行廊修理
明和　5	1768	小監董	西館副特送屋東行廊修理
安永　3	1774	大監董	東館三大庁修理
3	1774	大監董	西館三大庁・五行廊修理
天明　6	1786	小監董	西館副特送屋西行廊改建
寛政　3	1791	小監董	東館開市大庁改建
8	1796	小監董	西館副特送屋東行廊修理
享和　2	1802	大監董	東館二大庁(館守家・裁判家)修理
2	1802	大監董	西館三大庁・四行廊修理
文化 15	1815	小監董	西館副特送屋西行廊修理
文政　9	1826	小監董	西館参判家改建
天保　2	1831	小監董	西館四行廊修理
7	1836	大監董	西館副特送屋・東館裁判家修理
嘉永　4	1851	小監董	西館参判家西行廊改建
安政　1	1854	小監董	東館館守家修理
5	1858	小監董	東館開市大庁・西館一特送家修理

典拠：尹裕淑『近世日朝通交と倭館』(岩田書院、2011年、194～197頁）掲載表より項目を抜粋し、和暦を追加、家屋名を日本側呼称に改めて作成した

業を終了させている。[13] その後、天保二年（一八三一）以降は、対馬側の職人が派遣されることがなくなり、嘉永四年（一八五一）の西館小監董には、わずかに三名の役人を取締役として派遣しただけである。[14] この時期になると、小監董が中心に実施されるようになり、大監董も以前のように大規模に実施されることはなくなっていった。そして、明治六年（一八七四）には倭館が明治政府の外務省に接収され、大日本公館と改称された。

2．資材調達の概要

以上みてきた草梁倭館の歴史のなかで、倭館新築時から西館と東三大庁の建設に必要な経費は、朝鮮側が負担することになっていた。資材調達にかかわる費用は必要経費と見なされ、原則としては朝鮮側が負担する取り決めであったが、実態はやや複雑であった。対馬側が財政負担をする家屋については、対馬側が材木・瓦を調達することとなっていたが、これらを対馬から運搬するのは困難であった。そこで、対馬側が朝鮮負担の家屋の障子や金

銭を提供する代わりに、材木・瓦を朝鮮側から受け取ることになった。[15]

また、修理・改建についても同じく朝鮮負担の家屋については朝鮮側が資材を調達することとなっていたが、最初の修繕となった元禄二年（一六八九）館守家改建時には、朝鮮国内で飢饉が発生していたことを理由に、朝鮮側は瓦・苫・藁・縄・小屋道具のみを負担することとし、残りは対馬側が用意するよう要請があった。[16] したがって、材木・釘・板などは対馬藩からの運搬となった。この分担方法は、次の改建にあたる元禄十四年（一七〇一）の大監董にも引き継がれたが、その後、正徳五年（一七一五）の一特送屋西行廊改建の際には、再び全資材を朝鮮側が調達することに改められ、これより以降、資材調達は全て朝鮮側が担当することになった。[17]

作業が終了したのちは、余った資材はすべて朝鮮側へ返却する取り決めであった。これらの資材については、修繕実施の折に対馬藩の朝鮮支配から普請奉行に宛てた書付に「彼方より入来候材木等残物之儀、修理成就之後、急度彼方江被差返、決而館内普請取遣不申、自分用事にも相用不申様」[18]とあることから、館内で流用することを禁じていたことがわかる。また、代官が余った資材を買い取った形跡もある。[19]

一、東西館大修理ニ付、残材木御代官方買入ニ相成候筈之処、散々ニ相成候様相聞候付觸出候事、同四丁未四月十三日

ここには、倭館の修理を行った際に、代官が余りの材木を買い取る事になっているが、「散々（ちりぢり）に」なってしまったため、対策を講じる触れを出した旨が記載されている。このことから、必ずしも現物で返却する必要はなく、金銭にて対価を納めることも認められていたことが推測される。余りの資材を朝鮮側に返却するという方法は、先述した文化期の実施方法の改革直前まで継続した。

ところで資材の調達にあたって、朝鮮側はいかほどの負担を強いられたのであろうか。『辺例集要』には、享保九年（一七二四）西館大監董における出費が次のように記されている。[20]

甲辰十二月、府使錫命時、西館三大廳・五行廊九百四十一間、上年九月初一日始役、今年十一月十五日修理畢役、而倭匠人十五朔半役價銀四千二十五両九銭五分、代銭九千二百五十九両六銭八分、材木斫曳運及船價銭、四百二十七両三銭、地瓦一百十訥、磻造諭運及器械辨備並價銭、一千一百九十九両七銭、

我國各色匠人限畢役排日使役者、合為三千七百四十五名、毎日毎名三錢敷、合役價錢一千一百二十三両五錢、募軍段置、自始役日至畢役日、合計一萬二千三百三十七名、毎日毎名二錢式、合役價錢二千四百六十七両四錢、正鐵四十一稱八十六斤十四両、價錢五百十四両二錢四分、炭九百三十石、價錢三百両、浮梯假家木斫伐及載運車軍二百七十一名役價錢、五十四両二錢、藁草二百十同、價錢三十四両、草苫九十番・草席七十立、合價錢四十両五錢、篁竹一萬箇、價錢一百十両二錢、藁索三十一同、價錢四十二両七錢、生葛一百同、熟麻二百斤、合價錢六十両、空石四百五十立、價錢十二両、右項雑物八百五十一駄、馬貰錢二百五十五両三錢、倭匠軍丁等犒饋錢一百両、以上用下都合一萬六千十両七錢二分是白乎所、此當初区劃、其所加用、至於三千餘両、此則宜自朝家磨鍊劃給事　啓。状録、無回下。

まず棒線部によると、当該度における出費の合計額は一万六〇一〇両余（朝鮮銭計算）であり、当初の予算から三〇〇〇両あまりオーバーしていたことがわかる。次に波線部からは、負担費用全体での資材調達費用の割合が約二割で、逆に、作業従事者への給与などの人件費が出費の大部分を占めていたことが判明する。資材中での出費は多いものから、瓦、鉄、材木の順であった。出費の内訳を示した史料は、右の一回分のみであるが、それぞれの出費のウェイトを伺うことができる重要な記事である。

3．礎石と釘の調達

次に、基本的な資材である礎石と釘の調達方法を個別にみていく。

①礎石の調達

柱の沈下や腐食を防ぐために、家屋の柱の下には礎石を置く必要がある。礎石は自然石をそのまま用いる場合には、柱の側を石の曲面に合わせて削り、逆に、礎石の側を加工する場合においては、上面の柱当りを平らに加工したり、ホゾ（凸部分）を造り出したり逆にホゾを穿ったりする。礎石によっては、水抜き溝を切っていることもある。[21]

倭館を築造する際に、いかなる工法を用いたのかは不明であるが、調達先は、[22]

一、地礎石定船格、以絶影島所在石、取用事。

とあるように、絶影島にある石を礎石として用いていた

ことが判明する。石材は重量があることから、草梁に近い絶影島からの調達となったと考えられる。築造以降の修理や改建における礎石に関する記述は少ないが、わずかに享和二年（一八〇二）の東館大監董のとき、[23]

〃館守家裏手地高ニ相成、根石隠レ有之候ニ付、地並ニ掘候様申達、早速取掛、

とあり、館守家を修理する際、裏手の地面の起伏により、「根石」すなわち礎石[24]が隠れていたために、地面を平坦にする作業が行われていたことがわかる。修理のみならず、改建であっても礎石調達への言及はほとんどない。家屋が焼失しても礎石は焼け残るため、新たに礎石を運んでくるのではなく、再利用していたのではないかと考えられる。朝鮮側の記録には、礎石に関する記述はまったく見当たらない。

朝鮮負担の家屋については、近世を通して間取りに大きな変化はなかったことが先学により指摘されており、[25]このことから倭館築造後の修繕では、礎石の位置には手を加えていないことが推測される。換言すれば、柱の位置を決定する礎石の位置が不変であったことにより、間取りを一定にしなければならなかったと考えられるのである。

②釘の調達

釘は、両国の鉄の値段を勘案したうえで、調達先を決めたことが伺える。[26]

日本の釘は、和釘とも呼ばれ、四角い断面を持つ楔形の釘である。和釘を朝鮮で製作する場合は、当然ながら朝鮮在来の工法では対応できない。対馬側が請負で修繕していたときは自ら釘を持ち込むが、朝鮮側が資材を一手に引き受けることとなった正徳五年（一七一五）西館小監董（改建）の際には、朝鮮から釘を調達することを要請された。その際には「朝鮮より釘被出候得者相済申事之由申入候處、朝鮮ニハ日本釘拵候事難成由申候」[27]と、和釘の製造は不可能である旨を告げられた。その後、対馬で釘を打たせることも検討されたが、やはり出費を抑えるために朝鮮で釘を用意することとなった。[28]

〃西房内普請用釘之儀請取之、御国より打立参候筈ニ申談候得共、監董官申候ハ、釘之儀、朝鮮ニ而打セ申由望候付、其通相極、則手本、釘色々相渡申候、竹木もかつかつ入来候旨、裁判より申来、

右四月十四日之書状

傍線部によると朝鮮側が自国での釘調達を主張したため、見本となる釘を渡した、とある。以後、釘の製造に

関する言及はないが、後年の修理・改建築においても、おそらく和釘が使用されたと推測される。

一方、対馬側で和釘を調達する場合は、対馬の釘商人が直接倭館に出向き、必要数や値段の交渉を行った。例えば、釘が対馬側の供出となった寛延二年（一七四九）の大監董では、町方の希望者のなかから釘の請負商人が選出されている事が確認できる。[29]

作業開始後、事前の計画以上の釘が必要になる場合には、追加の釘を製造しなければならない。作業場所をめぐっては、訳官との間で次のような審議がなされた。[30]

〃鍛冶館内ニ而細工為致度之旨、韓僉知申聞候ニ付返答ニ申聞候者、火用心之義ニ候間いか、敷存候旨申聞候共、①坂下ニ而釘打セ候共館内ニ取寄申候共、路頭ニ而紛失仕候故、館内ニ而打セ申度由申聞候ニ付、其義者自分了簡ニ而も不相済事ニ候間、其趣館守江各中より茂被相願候得、此方より茂各中申談候旨可申達候由申聞館守へ相伺候処、火用心さへ念入候ハ、館内ニ而相調さセ候様ニと被仰聞候ニ付、②副特送使南長屋角ミ小屋建、たゝら仕掛候而鍛冶弐人ツ、入来細工仕ル、尤火用心之義念入候様ニ被申付候様ニと韓僉知へ申渡ス、

傍線部①にある「坂下」とは、倭館守門外の訳官（訓導、別差）の詰所が置かれている場所である。ここで釘を製作して館内に運ぶのでは、途中で紛失してしまう恐れがある。館内に鍛冶場を設けることには、火災など懸念材料はあるものの、火の用心にさえ念を入れれば良いとし、館内に小屋を建てて、釘を打たせることになった。場所は、傍線部②に西館の副特送家前の南行廊の角に「たたら」（鞴を用いる炉）を設置し、鍛冶を二名ずつ入館させることになったとある。なお、ここでいう「鍛冶」とは、朝鮮側の人員を指す。

このように、釘の調達は、対馬からの持ち込み、あるいは館内外での製造のいずれかに決められていたことは明らかである。

4．建築尺について

ここで、建築を考察する上で重要な尺度について触れておきたい。

日本における度量衡の単位は、中国に源流があり、朝鮮半島を経由したといわれている。[31] 日本では、建築には曲尺（かねじゃく）を用い、一尺は約三〇・三㎝に相当する。朝鮮では造営尺（営造尺とも称す）を建築に用いており、公式に

は一尺が約三一・二四㎝に定められていた。しかし、秀吉の朝鮮出兵による混乱などで、各地の基準尺が失われ、同一の名称を使いながらも、実際には地域ごとにその長さが異なっていた。[32]

では、倭館の存在した慶尚道地方においてはいかなる尺を用いていたのか。日本と朝鮮での尺の不一致は、対馬側も把握していたようで、『分類紀事大綱』[33]によれば、享保十四年（一七二九）の石垣修繕にあたって、次のように両者の読み替えを行っていた。

館惣構之石垣損し候處、修補被申付候段、彼方勝手次第之事ニ候、併被申越候通、古来之石垣より高め候義者難罷成事候故、石垣落候處計ニ築足候様ニ可被申達候、尤館之外構石垣高サ、朝鮮之尺ニ而ハ六尺と此元記録ニも相見、此尺ハ朝鮮之造営尺と相見候故、日本金尺ニ而者九寸五分有之尺ニ候、爲心入此段申達候旨、館守平田内膳方江申遣ス、

右九月四日

右によれば、倭館を取り囲む石垣の高さは六尺とされているが、これは朝鮮の造営尺での計測であることがわかる。朝鮮造営尺の一尺は日本の曲尺では九寸五分に相当するので、そのことに留意せよ、という内容である。

したがって、

朝鮮造営尺一尺＝日本の曲尺九寸五分（約二八・七九㎝）

であることが明らかになる。またほぼ同時期、享保十五年（一七三〇）に丹羽正伯が薬材の水量をめぐって対馬藩に朝鮮の度量衡を質した際、営造尺（造営尺）は日本の曲尺九寸九分六厘（約三〇・一八㎝）にあたると返答している。[34]

近世中後期の記録にも、朝鮮造営尺への言及がある。大通詞の小田幾五郎『象胥紀聞』[35]によると、「鋏尺　大工ニ用ヒ日本曲尺ニ當リ一分モ不違ト云」（「鋏」は「鐵」の異体字）とある。名称こそ「鋏尺」となっているが、「大工ニ用ヒ」とあることから、造営尺を指していると考えて差し支えないであろう。前掲の『分類紀事大綱』とは異なり、こちらでは造営尺も曲尺も同一の長さを指し示すとしている。すなわち、小田幾五郎は、

朝鮮造営尺一尺＝日本の曲尺一尺（約三〇・三㎝）

であると述べていることになる。近世末期の史料である中川延良『楽郊紀聞』では、朝鮮の尺について、

同国の木尺は、本邦の曲尺一尺三寸五分に当たるよし也。

と述べている。[36]「木尺」とはすなわち朝鮮造営尺のことで、[37]つまりここでは、

朝鮮造営尺一尺＝日本の曲尺一尺三寸五分（約四〇・九cm）

であることがわかる。

さらに下って、明治政府が韓国を併合する際の調査資料『韓国総覧』[38]においても、度量衡について多くの頁が割かれている。ただし、先の二書とは異なり、本書の対象は倭館に限定されたものではない。同書によれば、韓国営造尺（造営尺）一尺は曲尺一尺一分（約三三・三三cm）としている。注意書きには「大工用ノモノハ多クハ私製ニ係ルヲ以テ其間ニ二、三分ノ長短アルヲ免レス」とある。しかし、『象胥紀聞』との違いが一分であることはともかく、『分類紀事大綱』とは実に六分（約一八・一八cm）の隔たりがあり、とても二、三分の長短の範囲には納まらない。

以上のように、諸説が分かれることから、朝鮮に流通していた造営尺の長さを断言することはできないが、実際に日朝の尺を読み替えた経験に基づいて記された『分類紀事大綱』の説（朝鮮造営尺一尺＝日本の曲尺九寸五分、約二八・七九cm）を採用することが妥当であると考えられる。

二、修理・改建時における材木の調達

1．朝鮮国内の制度

家屋において、材木の用途は広く、柱・床・天井などに使用される。近世以降、日本では築城ラッシュに伴う材木需要に対応し、植林が一般的になった。[39]対馬藩の場合は、仕立物方と呼ばれる部署が林政を担当し、植林や森林資源利用の指導にあたった。[40]

一方、朝鮮王朝では、禁山・封山の制度が採られていた。一五世紀初め、朝鮮国王の太宗は、国防や建築に必要な材木を確保するために、都城内外に存在する野山での伐採を禁じた。太祖宗七年（一四〇七）には、都城付近のみならず、各道に存在する松の産地に対して禁伐と禁火を命じ、対象地での造林による兵船用材の確保を義務づけ、ここに禁山の制が成立した。禁山の制は、世宗の治世で整備され、世宗二十七年（一四四五）には、禁山での松の植林を大いに奨励するとともに、禁伐・禁火のみならず、副産物の利用も禁じた。また、地元の住民には植林にともなう労働を賦課し、違反者は厳しく罰した。のち、朝鮮国内での党派争いの激化、秀吉による朝

鮮出兵を経て、山林が荒廃したため、この制度を再び強化し、粛宗二十五年（一六九九）以降、各道の禁山の名称を「封山」と改めた。この三年後に、英祖は都城十里以内の「禁山」と各道の「封山」を明確に区分した。[41]

倭館の修理・改建でも、材木の調達においては朝鮮王朝の林政とは無縁ではいられない。倭館の場合、修理・改建にともなう伐木に関する命令を始役（普請の着手）の約半年前に検討するのが常である。作業開始時には、材木が倭館の中に運び込まれている必要があったからである。この命令を直接受けるのは監董官である。監董官はその他、伐木地（多くは近辺の封山）の見分や実際の伐り出しにも立ち会った。[42]

朝鮮負担の家屋に使用する材木は朝鮮側が用意し、朝鮮王朝下に制定された封山から材木が伐り出された。[43]一方、日本建ての家屋については、植林によって確保された対馬の材木を運搬し、使用していた。資材調達の手法が改められた正徳五年（一七一五）西館小監董では、従来通り対馬藩から材木を運搬することが検討されていたが、[44]その後の協議により、左に示す通り朝鮮側からの調達となった。[45]

〃材木之義ニ付、監董官申聞候ハ、明日大丘江罷越候而入目積之儀遂案内候、就夫、只今館近所之材木伐盡候故、積之通寄セ立候儀、殊外造作ニ罷成候、前年之通御国より被遣被下候様ニ罷成間敷哉之由ニ付、私返答ニ、國元材木、江戸焼失ニ付殊外差支候間、難成候、勿論深山ニハ少可有之候へとも、左様之山ハ手間數入申候、其上毎物高直故、日用賃銀及大分候、此度普請軽く有候様ニ一々積り立申たる事ニ候得ハ、此方より材木出候而者、却而銀高揚申候段申聞候處、監董官落着候得共、大丘ニ而右之段申候節、萬一銀高増候而茂、對州江申遣候様ニ被申候得者、此旨又々裁判江不申候而者難成候、其上ニ而御國江被仰遣候而ハ、用意及延引候間、先御國御返答承候得者、決定仕候由申聞候付、愈望之通今度申遣、重而國元返答各江可申達旨申置候、随分大丘ニ而材木國元より参候儀不罷成旨、可被申達候、

右の棒線部によれば、国許の材木は、江戸の火災に伴い供出されており、山中深くの材木伐り出しには人件費が余計にかかる。諸経費を抑えるためにも、朝鮮の大丘近辺の封山からの材木を伐り出しとなったものである。

2．材木の質

普請に着手する前、対馬側の最大の関心事は、いかに質の良い材木を調達してもらうかであった。そのため、倭館に到着した材木を引き入れる前に見分し、質の悪い材木については、貿易品やその他の物資搬入で行われる「点退」[46]を行使して、受け取りを拒否し、朝鮮側に突き返すことがしばしばあった。[47]それでもなお、対馬側にとっては材木の質には常に不満があったようで、寛延二年（一七四九年）東館大監董の際に、次のような記事がある。[48]

一、材木等ハ、余分入来候事と相聞候得共、西館御普請之節などは、渋松而已多ク、柱根継両掛壁ニ相用候様ニ成実松少ク、及論談候由、記録に相見候、積り之上運込候材木ニ候得者、実松ニ取替候得与申置候時、俄埒明申間敷候、然共無程朽損候様ニ有之候而ハ其詮無御座、…（後略）

「西館御普請」とは、寛延度以前の元文五年（一七四〇年）西館小監董を指している。その際、「渋松」すなわち質の悪い松が多く、柱の根継や壁に用いるに足る質の良い「実松」の引き入れが少なかった、と記されている。

さらに右の史料から、倭館の建築に用いた材木が「松」であったことも判明する。かつて日本の家屋に使用される材木は、先史時代までは栗がほぼ八〇パーセントを占めていたものが、古代・中世では杉と檜が一般的になり、やがて、近世に松が飛躍的に伸びるものの、歪みの少ない杉や檜が日本家屋の主流であったことは否めない。[49]松は杉や檜に比べ、強度には優れるが、ねじれが出やすいのである。

仕立物方の史料を確認する限り、材木としての植林は、杉と檜が中心であり、松は見当たらない。[50]したがって、府内に集住する大工は主に杉や檜を用いた作業を日常としていたと考えられる。一方、当時の朝鮮では、松を使用した家屋が主流であった。[51]建築資材としての松については、朝鮮大工や木挽の方が扱いに長けていたことはいうまでもなく、両国の職人が協力してこそ、はじめて倭館の修理・改建が可能になったと考えられる。[52]

材木の質は調達地によって異なっており、対馬側が好むのは日本名の唐島、すなわち草梁の南西に位置する巨済島から伐り出した材木であった。例えば、享保七年（一七二二）西館大監董の記録には、次のようにある。[53]

先月（一月）廿八日、監董官三人入館仕、遂對面候

處、申聞候者、朴僉知・卞判事義修理取掛之義ニ付、大丘江罷登、去廿四日東萊江罷歸候得共、人馬等之差支有之、早速入館不仕候、此度於大丘諸事相極罷下り申候、材木之義茂唐島より取出し申筈ニ付、右兩人ハ明日唐島のことく罷越申候、御國江御頼申入候大工員數等之義も、（後略）

右によると、監董官である朴僉知と卞判事の両名が、修理の着手につき大丘に参上したところ、材木は唐島から伐り出すことになっており、明日にも唐島（巨済島）へ行く予定になっていたと述べている。監董官が材木の伐採に立ち会うためであると考えられる。

また、巨済島以外の材木が運ばれた場合は、巨済島からの伐出を要求したほどである[54]。

〃東西館普請入用材木之儀、当節者水営一手之引受ニ相成由ニ而、左道より材木両三度迨漕廻来候処、木種性悪敷剰船付之場所不宜怪我人等有之旁ニ付、監董官中働を以、以前之通右道唐嶋内より取出候様願請候由、尤材木用之木四月初旬より追々漕廻し候旨、普請方役中被申出候、右躰之儀ニ付、普請方段々陳へ候様相聞候旨、館守岩崎喜左衛門より申来、

右二月廿八日

右の「当節」とは安永三年（一七七四）の大監董を指す。これによると、材木調達を朝鮮の水営が一手に引き受けたものの、「左道」（倭館前の絶影島のこと）の材木を二～三度にわたり運搬してきた。しかし対馬側では、「以前之通右道唐嶋」からの材木伐出を請願している。理由として挙げたのは、①絶影島の材木の質が悪いこと、②船着き場が悪く、材木を漕ぎ回す際怪我人が出ること、の二点である。船着き場の悪さもあるが、やはり本音は「木種性悪敷」、すなわち絶影島の材木の質の悪さと考えられる。

3．材木の運搬

朝鮮側が巨済島から絶影島へ調達地を移そうとしたことは、いうまでもなく運搬にかかる費用削減が狙いであった。現に、元文二年（一七三七）倭館の外部に隣接して設置された宴大庁修繕にあたり、絶影島水営封山からの材木で済ませている[55]。しかし儀礼時のみに使用される宴大庁と異なり、居住用の資材に良質な材木が産地も含めて選定されていたことは、倭館建築に対する対馬藩の姿勢を知る上で重要な根拠となる。

伐り出された松は製材を行っていない丸太の状態で運

搬される。材木は、対馬から一行が到着する以前から徐々に倭館に引き入れられる。材木見分時の史料によると、[56]

一、道木丸太三拾本　長サ弐丈五尺
一、同丸太三拾本　同壱丈五尺

とあり、道木（作業の際に組まれる足場）に必要な丸太でさえ、かなりの大きさであったことがわかる。よって、材木の運搬には、夥しい人員を必要とし、結果的に、朝鮮側の出費を嵩ませる要因の一つとなっていた。しかし、対馬側は「小刀たりとも」[57]手を加えることは決して認めなかった。[58]おそらく、先に朝鮮側が製材してしまっては、対馬側の規格に合わないためであろう。

倭館において物資の陸揚げは、主として船着き場である船滄が利用されていた。船滄は守門の目の前に位置し、東館には至近であるが、西館へは距離が遠く非常に不便である。そこで、享保七年（一七二二）西館大監董の際には次のような方法が採られた。[59]

一、両人申聞候者、材木之儀、今月中ニ者寄来可申と存候、然者漕廻し候節、船滄ニ付ケ申候而ハ手廻し不宜候付、南濱ニ着ケ、東莱・釜山浦へも申達、構之石垣を少々取除ケ、其所より為揚可申候故、此段兼々申入置候由申聞候段、館守方より申来ル、

右五月廿一日

すなわち、運搬された材木を船滄に着けるのではなく、西館そばの南側の浜まで廻し、倭館を取り囲む石垣の石の一部を取り除き、そこから館内に引き入れたとある。

作業が始まると、材木は製材されることになる。丸太の状態とは違い、形が小さくなればなるほど、紛失や盗難の可能性が増加する。紛失に対しては、夜細工を行わないことなどの方法によって対策し、盗難については、作業場所である小屋を用意して厳重に管理をした。[60]

材木の調達に関連して、建具の調達についても確認しておきたい。倭館築造時には、国許で建具を拵えて、日本建て家屋の材木や瓦の代金と相殺した。[61]その後、建具が現場で製作されていたと考えられる享保七年（一七二二）西館大監董の修理記録に次のようにある。[62]

（前略）…只今新規ニ拵立候建具之義ハ、何茂松木ニ而候故當分新敷相見へ候而も、松木之建具と申物ハ第一手重ク其上段々とくセいたし不宜物ニ候故、大人之住居抔ニ者聊用イ申物ニハ無之候間、以前より有来り候檜・槙之建具を残し候而正官方へハ相用候間、左様相心得候様ニ申達ル、

このとき新規に建具を拵えることになっていたが、松を用いれば、しばらくの間は新しく見えるものの、重量があり、そのうえ時間とともにゆがみが生じる、とやはり松の使用が問題になっている。そこで今回の修繕では、檜類の建具を残して使いまわしたことがわかる。

三、倭館内外からの土の調達

1．享保七年（一七二二）と寛延二年（一七四九）の事例

前章の材木と同様に、土もまた家屋に欠くことのできない資材であり、壁、屋根の下地、瓦（後述）などに用いられていた。土は、そのままで用いては乾燥によりひび割れを起こすことから、「すさ（苫）」と呼ばれるつなぎ材を混ぜる。この「すさ」は、主として山土には稲藁を、石灰や貝灰には紙や麻を用いる。さらに、糊料としては、米粥や海藻などが用いられる[63]。また、消石灰に砂・糊・すさなどを混ぜ、水で練り、漆喰を得る。漆喰は、壁や天井などの塗料として用らいれる。

倭館築造時やその直後に行われた元禄二年（一六八九）の修繕において、どこから土を調達していたかは不明である。土についての言及があるのは、寛延二年（一七四九）東館大監董の普請記録[64]で、前回（享保七年）の調達と併せて次のように詳しい記述がある。

〃東西館修理ニ付、瓦下地・土塗壁・犬防練り塀等ニ用候土、①先規者塗壁土上塗用者外より入来、其外相用候土者館内之土を取遣イ候事与相聞候、依之館守被仰聞候ハ、②館内入用之土たに只今ニ而者年々致不足裁判屋上手弁天下通り迨堀取り連々中山を堀崩シ候様ニ相成、館内御普請方入用之土乏相成候、今度修理方ニ相用候土者大分之事ニ候間、土取場無之候、然共先年普請之節、館内之土を取遣イ候事と相聞候間、此節決而不相成与申儀も難致候間、此節迨ハ館内之土取遣イ候様ニ可致候、③中川又者川近邊溝通り堀明ケ運取候様可致候間、監董官へ可被申置候者、館内土取場無之館中之用たに致不足候、此節迨者用捨を以川堀溝等之土を遣之候、重而普請之節者決而不相残候間、④右之趣致手形差出候様ニ可被申達との事ニ付、…（中略）…其後監董官より申聞候ハ、普請方之儀者何分各様申談入組等無之様ニ可仕義ニ御座候、先規有之儀を此節ヶ様ニ被仰付、⑤外より之土取用候様相成候而者東萊へ及案内、東萊より啓文被致、都表より之差図を請候様ニ可罷成候、左様御座候而

者、我々役儀被差替其上科ニ被申付ニ而可有御座候間、此儀ハ各様より宜ク被仰上館内之土相用候様ニ被成可被下候、手形之儀者以来之後證ニ相成候間、何分御理り被仰上可被下候、土取場手遠ク候而茂不苦、西より運取候様ニ被仰付被下候而も、人前之所者少も相拘り不申候由申聞候付、其段館守へ申達候処、⑥弥手形不致事ニ候者此度より館内之土取候事一切相止可申候間、外より運取候様ニ可申達との儀に付、監董官へ右之趣承引無之候、…（中略）…追而監董官申聞候者、⑦唯今より土拵取掛不申候而者普請方いか程可致延引茂難斗候、手形之儀者我々一存ニ而ハ難相極候間、西館監董官中申談無間違御望之通追而手形相認可差上候、土取り場之義早々御極可被下由申聞候付、追而与申候而いかゝ敷候、今日ニ而も申談早々手形可被差出旨申達候処、前々より無之例を始候事故能々不談候而者難計御座候ヶ様ニ申上候儀故曽而間違者不仕候間、先土場御極被下候様申聞、通詞中も土拵仕候間茂御座候故、彼方申分無據相聞候間、望之通被成被下度旨ニ付、其段館守へ申置候処、手形可致と申事ニ候ハゝ、少々致延引候段ハ不苦候間、無間違様ニ堅ク可被申達置候土取場ハ昨日各より被申聞候通、⑧代官町家外レ井戸際平地之所町より余程地高ニ有候間、町並ニ地を削取候者土除分ニ可有之候、則右之所土踏所ニ相極可申との事ニ付早速監董官へ右之趣申置候處、御取成宜土場手近キ所ニ被仰付忝奉存候、手形ハ無間違可致由申聞候、其後数日ニ及候而も手形一件返答不申聞、館守屋瓦葺候時節ニ成候而も否之儀不申聞候付、東西館普請役中申談手強致催促候処、此節迄ハ土被成下候得共、已来館内之土取用申間敷と手形相認候而者我々中科ニ相極いか程之呵を請可申茂難斗候間、何分手形之義ハ御用捨可被下候旨申切候付、一應手形可致との義ニ付、土取所相極候処、今更不埒成申分案外ニ存候、何分手形相極候様ニと申放シ置候付夫より段々入組、裁判別代官方江罷出色々相頼候得共、取合不被申館守よりハ、⑨此事不相極内者館守屋瓦葺之事相止候様ニとの義付、暫ク屋根葺候儀差扣候付、尚又監董官致迷惑数日及論談押詰東西館監董官申聞候者、⑩館内之土已来決而取用申間敷と手形相極候儀者いか程ニ被仰付候而茂思召ニ難任候、瓦下地古土又者床之下堀溝等之無用ニ有之所之土を已来相用候様ニ可仕と手形ニ書載可仕候間、此分ニ而何とそ館守

御領掌被下候様取持呉候へと深ク相頼、然者館内入用所之土取候訳ニ而も無之間、此後之手形相認候ハ、、御用捨可有之哉之旨、館守へ相伺候処、土一件ニ付最初より数日数度修理方果敢取不申候間、外之御用ニ拘り候而もいか、敷候間、各被申候趣之手形ニ候ハ、、以来故障ニ相成間敷候間、弥彼方申聞候通手形差認、東西館普請方中館守へ持参差出也、

まず傍線部①では、先規すなわち享保度には、壁塗のうち上塗り部分に用いる土のみ館外から運び入れ、その他については館内で採土したと記している。通常、土壁を塗る場合には、下塗り（もしくは粗塗り）・中塗り・上塗り、と塗り重ねる。上塗りは壁の表面に露出する部分であるので、当然のことながら、下塗りや中塗りよりも質の良い土が使用される[65]。そこで、上塗り用として館外の上質な土が搬入されていたことがわかる。しかし、傍線部②の通り、既に館内で必要とする土も不足気味で、東館の裁判屋弁才天通りまで、あるいは継続的に中山まで堀崩したため、館内の普請用にも差し支えている、とある。

このように倭館内部では土不足の状態にあったが、壁の上塗り以外については既に先例があったことから、寛延期に館外からの調達が許されることはなかった。そのため、傍線部③によると、倭館に流れる中川もしくはその川縁の土を切り崩すことで対応したことがわかる。この他にも、後述の通り、普請の際に出る古土を新土に混ぜて再利用するなどの対策も採られていた。しかし、いずれにせよこのようにして得られる土砂はごくわずかであり、大部分は、先述の通り、裁判屋弁才天通りや中山など、館内の土を切り崩して必要量を確保していた。採土にあたっては、その都度、館内で隆起した場所が検討されていたようで、起伏の激しい草梁の地形を利用した方法が採られていた。

次に傍線部④によると、対馬側は、今回（享保度）までは館内の土を用いるが、今後は決して館内の土を使わない旨の手形（証文）を朝鮮側で用意して欲しいと申し出ている。しかし、朝鮮側は、館外からの土の搬入を確約するためには、東萊府から都への啓文が必要であり、そのようなことになれば、我々（監董官）が罰を受けてしまうと拒否している（傍線部⑤）。監董官は、何とか館内の土をやりくりして欲しいと対馬側に申し入れるが、館守の判断で、手形が出されないのであれば、館内から採土することを一切やめることを決定している（傍線部

⑥)。

建築資材としての土はそのままでは利用することはできず、「土踏み」の作業を経て適所に利用される[66]。土踏みとは、土を踏んで空気を抜く作業のことを指すと考えられ、土に混ぜたすさが腐りにくくするための処置である。対馬藩から派遣される普請集団に含まれている左官は一名のみであることから、土踏みの作業には朝鮮側の人員も数多く動員されたことが推測される。

土踏みには相当な時間が必要であり、対馬側が一切の採土を停止するということは、必然的に工期の遅れを招く。近世を通して、工期の遅延や不正行為などによる財政負担の増加を理由に監董官を務めた訳官が処罰された例はしばしば見受けられる[67]。工期の遅延を避けたい監董官は、手形のことは時間がかかることなので、すぐにできることではない、まずは、館内で採土する場所の選定を進めて欲しいと対馬側に申し出ている（傍線部⑦）。そこで、対馬側は、代官町家の外れの井戸際で地高になっている場所を選定し、その部分の土を削り取り、削り取った土を利用することを決定するものの（傍線部⑧）、朝鮮側からは一向に手形が出てくる気配がない。依然として手形を出すことには難渋を示す監董官に対し、対馬側は、着手しかけだった館守家の瓦葺きを中止し、手形を出すまでは作業を一切進めない姿勢を見せる（傍線部⑨）。先述の通り、工期の遅延は、監董官にとっては死活問題である。最終的には監董官が、傍線部⑩のように、館内の土を全く利用しない旨の手形を出すことは困難なため、瓦下地に用いた古土や床下を削り取った後に不要となった土も利用する旨を書き添えるという条件で館外の土の利用に関する手形を館守に渡したと考えられる。

以上のように、土の調達先については倭館の内か外かをめぐり、普請開始直後から長期間に渡って議論され、対馬側が作業を停止するというやや強硬な手段でもって、朝鮮側の証文を取り付けたのである。倭館の修理や改建は、経済的には朝鮮側に依存しており、朝鮮側の協力なしには実施不可能であったことはいうまでもないが、瓦葺きや土踏みなど、普請の現場においては、対馬側の主導なしには進めることができなかったともいえよう。

2．中川からの採土

草梁倭館の脇には中川と呼ばれる小さな川が流れていた。この中川が採土の場として利用されたことは既述した通りであるが、館内の他の土木工事との関連も指摘で

きる。安永三年（一七七四）東館大監董の土の調達について次のように記されている。[68]

東館

監董官中

右者東館三ヶ所修理用土、外より取運候而ハ用費有之難儀ニ付、館内堀溝を浚、亦者不差支場所之土被成下候様ニ与之儀、各迚願出則書付被差出見届候、右ニ付役々各中立會見分申渡候所、東館之内無用之土取場無之由相聞候得ハ、容易ニ願之通難申渡候得共、此節格別之変通館守家南手地高成所、山手ニかけ高見有之候所之土、其外下タ手道通高見有之候分道並、扨又市大廳・裁判家是又裏手地高ニ有之候所之分者掘取候様可被取計候得、又當年中農隙之節中川浚之儀任官引請居候間、是亦用立候、堀土ハ其節東西館普請用取出候様可被申渡置候、右之通申渡候間夫々可被申渡候、以上、

三月廿九日

館守

早田万右衛門殿

平山吉右衛門殿

藤松源太殿

右によると、東館の修理にあたっては、外より土を搬入することが難儀であるために、監董官の願いにより、「此節者格別之変通」（臨機応変に格別に応じること）として、やはり館内の土が用いられている。その場所とは、館守家南方の地高な所から山手にかけての所、その外側の分道並、さらに開市大庁と裁判家の裏手地高の所、そして中川の土砂である。付近の農民の手を借りたのか、当年（安永三年）には、農隙の時期に川浚えが行われており、ここで浚った土を、東館・西館の普請用にするとある。河川は、年月を経るごとに底に土砂や汚物が堆積するため、定期的に川浚え（浚渫）を行い、土砂などを掬い取らねばならない。[69]

以上みてきたように、土の調達は、倭館外のみならず、館内の随所からの採土に頼っていたことが特徴的である。このような頻繁な採土が、倭館内部の地形に変化をもたらしていたことは充分推測できる。すなわち倭館の景観を論ずる際には、既存家屋群の外観の変貌にだけではな

く、膨大な採土による地形変化についても考慮されねばならない。

四、瓦の調達

1．丸瓦・平瓦・鬼瓦の調達

瓦は屋根を覆う建材で、雨に強い。第一章で示した史料によると、資材出費の中で、瓦は三九パーセントを占め、朝鮮側にとっては大きな負担であったといえる。

朝鮮側が財政負担する東西三大庁の家屋に採用されていたのは、本瓦葺である。本瓦葺とは、平瓦（男瓦）と丸瓦（女瓦）を交互に葺く工法で、平瓦の先には軒平瓦（唐草瓦）、丸瓦の先には軒丸瓦（巴瓦）をはめ込む。また、棟木の先には魔よけの意味を込めて、鬼瓦をつける[70]（【図1～3】）。

朝鮮側が瓦を調達する場合、瓦を焼く季節を考慮せねばならなかった。享保七年（一七二二）西館大監董の際に、夏に瓦を用意することについて、「以為當此耕農之節、動民燔瓦極渉有弊[71]」とあり、農耕シーズンに、民衆を動員して瓦を焼かせることへの弊害を考慮して、秋以降の作業とされている。このことから、瓦の調達は、付近の住民を動員して、製造にあたらせていたことがわかる。

ところで、草梁倭館築造時、瓦は金海の燔造所で製造されたことが知られている[72]。それから十年余り経過し、移転後最初の元禄二年（一六八九）の小監董では、倭館近くの通称「坂の下」で焼く取り決めになった。『分類紀事大綱[73]』に、次のようにある。

館守屋瓦之儀、例之通坂下ニ而焼候儀、薪才覚難成候故、唐嶋ニ而焼立置候瓦買調漕廻し可申由、ともへ・唐草此両様者少之儀ニ候間、其元ニ而焼申筈之由承届候、…（後略）

「例之通」とあることから、以前にもこうした先例があった様子が読み取れる。史料によると、館守家の瓦を坂下で焼成することについて、必要な薪の調達ができないために、唐嶋すなわち巨済島で製造した瓦を購入し、倭館まで運んできた、とある。第二章でも述べたように、巨済島は享保期以降の主要な材木調達地であった。このことから、燃料用の薪が潤沢であるという理由により、同地が瓦の調達地になったものと考えられる。また、右の史料によると、後に両国で争点となる巴瓦・唐草瓦も巨済島で焼く手はずであったことも確認できる。

瓦の製造は、原則的には朝鮮側とされたが、正徳五年

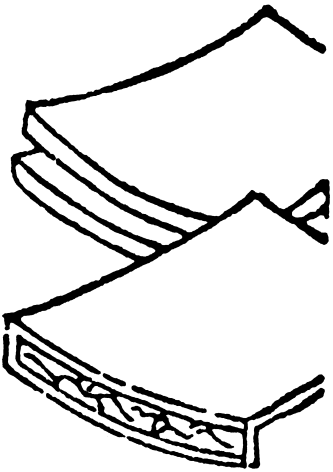

図１　平瓦と軒平瓦
島田勇雄、竹島淳夫・樋口元巳訳注『和漢三才図会』14（平凡社、1989年）

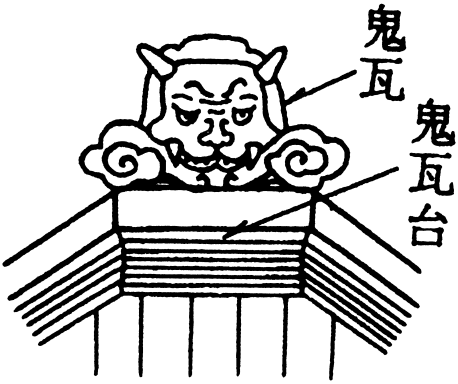

図３　鬼　瓦
『建築大辞典』（彰国社、1993年）

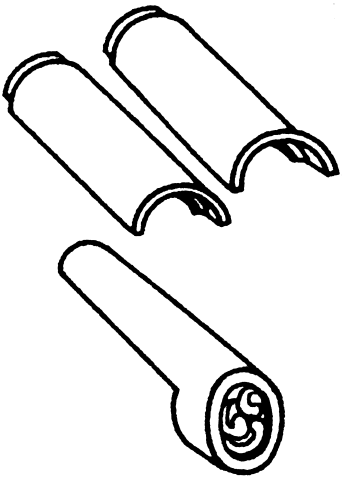

図２　丸瓦と軒丸瓦
『建築大辞典』（彰国社、1993年）

（一七一五）西館小監董では、対馬側も製造にかかわっていることがわかる。[74]

〃僉官屋瓦之儀、此方ニ而焼くれ候様ニ相頼、愈其通ニ貴殿より之差図被申渡候由承届候、先年西館建候節ハ、彼之方ニ而焼候哉、又者此方ニ相頼候哉、爰元ニも先規難相知候、於其元吟味可被致候、先頃より相頼候儀ニ候故、最早出来可申与存候間、先例彼之方ニ而焼候事ニ候ハヽ、先例者無之候得共、此度者依願此方ニ而焼セ被遣候段申達、以後例格ニ不罷様ニ、両訳江手形為仕可被請取置旨、館守江申遣ス、

右十一月廿七日之日付也

これによると「僉官屋（せんかんや）」すなわち西館の瓦については、此方（対馬側）が焼くように頼まれている。先例に則れば朝鮮側が用意する取り決めであったようだが、今回は対馬側が用意することで落ち着いたようである。しかし、以後の例にはしないように、と釘を刺している。ここでは単に「瓦」とあるが、次の史料からも明らかなように、これは鬼瓦を指している。

対馬側が用意することになった鬼瓦であるが、製造場所について、次のようにある。[75]

一、十一月三日

〃西房内鬼瓦之儀、監董官方ニ而為焼候得共、御役出来申事故、細工難成候間、茶碗窯ニ而焼候様ニと崔同知・金僉知方より平山意春方へ相頼、此方へも申聞候ハヽ、平山意春方へ申渡ス、弥焼遣し候様被致、

瓦土・焼用之薪等相請取候様ニ申渡ス、

今回は鬼瓦を対馬側が用意し、倭館内にある茶碗窯を利用して、鬼瓦が焼かれた。「茶碗窯」とは釜山窯のことで、古倭館時代から存在していた、対馬藩の御用窯である。[76]史料中に見られる平山意春とは、正徳五年に帰国した宮川道二に代わり、釜山窯の陶工頭を務めた人物である。[77]茶碗窯で、茶碗以外のものを焼くことは本来認められていなかったが、[78]当時、茶碗を焼くために必要な陶土の調達が滞っており、業務が停止されている状態にあった。[79]このことから、通常、瓦を焼くためには平窯を用いるが、倭館では中山の斜面を利用した登り窯が利用されたことがわかる。[80]なお、「瓦土・焼用之薪等相請取候様ニ申渡ス」とあることからも明らかなように、鬼瓦の製造に必要な土や薪などは朝鮮側が用意し、対馬側は技術の教授などにかかわる人的な負担にとどまったものと推測できる。

鬼瓦は、一般には魔よけの意味を込めて、鬼の形に表

面を彫る。[81] ただし、鬼瓦の表面は鬼面であるとは限らず、家紋や屋号、あるいは蓮などの模様を施す場合もある。[82] では、倭館に設置された鬼瓦の形態はいかなるものであったのか。それは「丸に四ツ目結」すなわち対馬宗家の家紋（【図4】）であったことが次の史料で確認できる。[83]

（前略）…鬼瓦之儀、丸之内ニ四つ目結之御紋有之候と覚居候人茂有之候、弥其通ニ候哉、先年西官屋建（ママ）候節、鬼瓦彼方ニ而焼候而、御紋も付ケ候哉、又ハ此方へ相頼焼を為被遣事候哉、爰元ニ茂先規急ニ御考難被成候故、得と不相知候間、於其元可致吟味候、此度之儀者先頃より相頼候儀故、最早出来可申与被思召候…（後略）

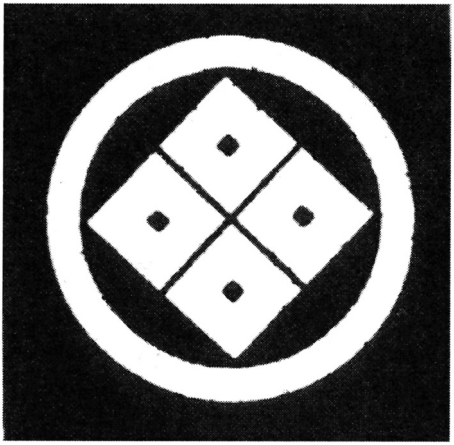

図4　丸に四ツ目結
出典：丹羽基二『家紋大図鑑』（秋田書店、1971年）

草梁倭館創設時から宗家の家紋入りであったかは「得と不相知候間」とあり、これがどこまで遡れるかははっきりしないが、この後の元文五年（一七四〇）西館小監董の際にも、「一、鬼瓦弐枚　但四ツ目結」[84]とあって、鬼瓦は明らかに宗家の家紋入りであった。当然のことながら瓦にかかわる費用も朝鮮負担であり、朝鮮側が築造した家屋に、対馬側が宗家の専有であることを意図した家紋入りの鬼瓦を葺いていたことになる。朝鮮には家紋にあたる印章は存在しない。おそらく、宗家の家紋を入れることの意味を深く考えることなく、鬼瓦が設置されたものと解される。[85]

2．巴瓦・唐草瓦の調達

元禄度の瓦の調達に関連して、巴瓦・唐草瓦の利用について制限を受けていたことは既に述べた。これらにかかわる経緯は次の通りである。[86]

一、古来より巴瓦葺有之候処、享保八夘年西館普請之

節迚者少之残り有之候故、以前之通巴瓦出来候様ニ与其節之普請奉行より申達候処、巴瓦細工いたし候者総而無之由を申、色々及論談候得共焼立不申、尤鬼瓦之義者日本人より細工を教、館中ニ而焼候由ニ御座候、其後東館御普請之節も右之通監董官より申聞、其向ニいたし置候事与相聞候、今程巴瓦表向少も相見不申候、然者連々御普請ことに卒略いたし候而者、以来之弊端無限奉存候、是又一應ヶ様ニ成行候事故、容易ニ承引仕間敷候得共、随分申達巴瓦焼立候様ニ監董官江催促可仕候哉、

御付紙

巴瓦並鬼瓦之儀、御国ニ而細工存候者有之間布候、館内所々ニ葺有之候手本瓦を以何分ニも焼立候様ニ可被申談候、彼方ニも成たけ手安くいたし、先年之通細工いたし候者無之段、可申聞哉ニ候へ共、畢竟見掛而已ニ而無之屋祢方強ニ不相成候事故、全ク焼立候様ニ可能被申談候、

棒線部を要約すると、おおよそ次のようになる。まず、享保度・西館大監董当時、「少之残り有之候」とあるように、まだ巴瓦の残りがあった。それゆえに、巴瓦を製造するように普請奉行から掛け合ったが、新たに焼足されることはなかった。しかし、「尤鬼瓦之義者日本人より細工を教、館中ニ而焼候由ニ御座候」とあるように、鬼瓦は日本人が（朝鮮人に）工法を教え、館内で製造した。一方、波線部では、西館の後に行われた東館の大監董についても述べられており、こちらに至っては、そもそも巴瓦が葺かれていることすら確認できないため、巴瓦を葺くことさえしなかった、としている。修理開始前には両国立会いのもと、修理個所の見分を行うが、その際に巴瓦が葺かれていることを確認できず、東館には巴瓦はないと判断され、その節の修理では巴瓦を用いることが許されなかったのであろう。以降の普請記録を確認しても、東館に巴瓦・唐草瓦が葺かれることは一度もない。

巴瓦・唐草瓦の使用については、制限が加えられていた理由について、夫学柱氏は、鬼瓦よりも巴瓦・唐草瓦の方が格が高く、そのため、外交使節の宿舎である西館の一部にしか葺くことが許されなかったとし朝鮮側が鬼瓦が日本の手本通りに焼くことを許可したことから、決して費用の問題ではないと主張される[87]。外交的格式か資金面かについて検討するために、巴瓦・唐草瓦をどのように葺いたのかの事例をみていきたい。

安永度・西館の修理記録[88]には、

鬼瓦葺候所々

〃三大廳及正副官家六玄関共ニ合拾八枚

〃行廊五棟合拾枚

巴唐草瓦葺候所々

〃三大廳表通参判両玄関廻り不残

〃副特正副官家・一特正官家・第一船正官家之玄関者大廳向之方斗不残

但、此四ヶ所前々より残瓦少々宛葺込有之候付、此節右之通葺通置候事、

とある。まずは、「鬼瓦葺候所々」として三大庁およびその左右に付属する正副官家の玄関共に一八枚と数え上げている。そして行廊に一〇枚というのだから、一軒につき二枚ということであろう。

次に、「巴唐草瓦葺候所々」としては、三大庁の表通りと参判の両玄関周りに残らず、そして、副特送船家は、正官家・副官家ともに、一特送船家と第一船家については正官家のみの玄関に、大庁向きの部分のみ、としている。つまり、巴瓦・唐草瓦を葺くには葺いているが、おおよそ表を向いている部分にしか葺かれておらず、通常のように、軒先全体に施すということは行われなかった。

しかし、但し書きにもあるように、瓦の残りの分も考慮に入れねばならず、右の箇所と完成した姿が必ずしも一致するということではないのだろう。

ところで、見分時には対象となる瓦が存在していないことを理由にその瓦を葺くことが認められなかったとしても、実際の作業では葺かれるケースも確認できる。寛延二年（一七四九）・西館大監董では[89]、

〃玄僉知我々詰所江相招キ通詞小田四郎治を以申達候者、両玄関茂出来既ニ南ノ方者屋根茂葺候、然処鬼瓦外より未入来不申候間、近日被入来候ハ、玄関之屋根ニ掛ケ可申由申達候處、返答ニ惣躰六ヶ所之玄関共ニ最初より鬼瓦無之候付、此節新規ニ掛候儀者難成候、其印ニ者三大廳玄関一ヶ所茂鬼瓦無之由申候付、左様ニ而無之、大風之節落たる物与相見、最初より掛不申筈ハ無之三大廳玄関六ヶ所者格別之所ニ候処、鬼瓦無之と申儀難得其意候、既ニ館守家ニハ門之屋根ニまて鬼瓦有候与又々申達候処、成程承届候慎僉知其外江茂右之趣致相談、尤東館之方も承合候而、追而可及御返答旨申聞候付、此方より茂相應ニ取合セ申達置ク、

と、西館六ヶ所の玄関には、鬼瓦が確認できないため、

葺くことは認めない、としている。そこで、東館の館守家には門の屋根にまで鬼瓦が葺かれていることを引合いに出し、朝鮮側と掛け合っている。しかし、前掲史料からも明らかなように、次回にあたる安永度の大監董では、鬼瓦を葺いた箇所に、六玄関が含まれている。すなわち、見分時に設置が確認できなかったにもかかわらず、のちに瓦が葺かれた事例はいくつも存在している。

このことから、鬼瓦が必要であることは認めるが、巴瓦・唐草瓦は不要であるという朝鮮側の一貫した姿勢が読み取れる。鬼瓦は、棟木に葺くだけであるから、あまり多くの枚数を必要としない。一方、巴瓦・唐草瓦は軒先全体に葺くため、かなりの枚数を必要とする。すなわち、巴瓦・唐草瓦の使用を許可することによる出費に与えるインパクトが大きいことが推測され、巴瓦・唐草瓦に制限が加えられた理由としては、夫学柱氏が主張する格式上のことではなく、金銭的な事情であったと考える。格式の問題は、夫氏が主張されるような、巴瓦・唐草瓦の使用の制限をするものではなく、むしろ反対に、本来は不必要であるこれらの瓦を葺くことを許可する理由となっていたのではないだろうか。

3．桟瓦の利用と屋根の構造

瓦の歴史を見る上で重要なのが、近世になって発明された桟瓦（さんがわら）である。本瓦葺きでは平瓦と丸瓦を用いるのに対し、桟瓦は、平瓦と丸瓦と一体化させた波型の瓦である。[90] この桟瓦の使用により、屋根全体の重さは、本瓦葺と比べ約四分の一になったとも言われる。[91] 桟瓦は民家の住宅に普及し、民家の屋根構造も大きく変わった一方、寺社や上流階層の邸宅では、依然として本瓦葺を採用していた。[92]

朝鮮側が費用を持つ家屋については、本瓦葺が採用されていたことは既に述べたが、それ以外の日本建ての家屋には桟瓦葺きが採用されていたと考えられる。ここで、下代部屋（対馬藩御用船船頭の住居）を改建した際の送り状を取り上げる。[93]

巳六月廿日達

仮送状

一、桟瓦千枚
一、垂木五拾本
一、壁縁五拾本
　但、和館下代部屋改建用

右之通、今度御手船繁栄丸船頭藤田李右衛門便より

送越候条、可被成御請込候處如件、

巳閏五月廿六日　　御作事方

和館

御代官方

右によると、下代部屋の改建用に贈られた資材の中に、垂木や壁縁に混じり、「桟瓦」とあるのが確認できる。桟瓦葺きは、庶民の住居などに適用される、簡略化した工法である。特に、日本負担と朝鮮負担の家屋が混在する東館にあって、常に本瓦葺きを採用していた朝鮮建ての家屋は視覚的に格式が高く、一般向きの桟瓦葺きとは景観という観点から倭館を考える上で重要な点である。

瓦を考慮することに加えて、屋根全体についても言及する必要がある。夫学柱氏の論文によると、倭館の修理・改建の現場では日朝分業体制が採られており、屋根については朝鮮側の職人が担当し、完成した家屋の姿は日本の古民家に朝鮮の古民家の屋根が載った状態であると主張しておられる。(94)

確かに対馬から渡海した人員構成を確認しても、屋根師は含まれていない。しかし、この一事をもって、対馬側が屋根普請にまったく関与していなかった証左とはならない。享保七年（一七二二）・西館大監董では、人員の選出時に、それを補う方策が検討されている。(95)

覚

一、杖突・番手小頭壱人

一、大工拾五人

内壱人ハ小頭

一、木挽四人

一、沙官壱人

右之通今度僉官家修理ニ付、朝鮮へ被差渡候間、遂吟味可被申付候、尤番手小頭ハ瓦葺様等功者之者吟味之上可被申付候、扨又先年一特送使下房内改建之節ハ、大工・木挽其外杖突・書手・道具掛・小使迠廿四五人之仲間ニ召遣候人足弐人、此方より御宛行被成下被指渡候得共、此節ハ朝鮮より被差出候賃銀、…（中略）

四月朔日　　年寄中

阿比留弥三兵衛殿

これによれば、番手小頭には、瓦葺の功者を任命すべきとしているのだ。実際に作業そのものに参加したかどうかは明らかではないが、対馬側の瓦葺きに対する姿勢を知る上では有用な情報であるといえる。また、瓦を葺く際には日本式の三枚掛けを採用していることからも、[96]対馬側は屋根普請に対して決して朝鮮側に丸投げしていたわけではないことは明らかである。

家屋の屋根は、小屋組みと呼ばれる構造が支えている。日本は多雨であり、雨を流れ落ちやすくするため、屋根の勾配がややきつい。屋根の勾配がきついということは、当然のことながら構造もそれを反映させていなければならないということである。寛政三年（一七九一）・東館小監董では、この急勾配の屋根への言及がある。[97]

（前略）…倭人家制、奇巧細密、而大廳、則樑上所飾層疊、比諸行廊、高峻廣大、非倭工、則不成其様、自前以来、倭工匠、給貫使役、而彼欲増價、専事延拖、故以我国木手、多数助役、今已完畢云云、…（後略）

右によれば、日本の家屋は上部構造は層疊（重なり合っている）であり、高く険しいため、日本大工でないと完成させることはできないとしている。さらに日本人が欲を出したために事が滞り、朝鮮大工が手助けをして畢役（工事の終了）を迎えた。日本大工と朝鮮大工が作業に参加するのは、以前から行われていたことであり、この記事が具体的に何を指すのかは明らかではない。しかし、少なくとも、垂木よりも下の構造部分では、日本の建築様式が採られたことは明らかで、このことから屋根の勾配は、朝鮮式の緩やかなものではなく、日本式のやや急なこう配だったことがわかる。

しかしながら、小屋組みと瓦の間、通常であれば野地板が張られる部分については、日本とは少々異なる工法が採られていた様子が、左の史料から判明する。[98]

一、瓦下地古来より竹ニいたし有之候処、未年御普請之節、竹之義者才覚難成由ニ而丸小杭或者割木ニ而下地可仕旨監董官より願出、其段館守より御国へ被相伺、監董官願之通被仰付候、小杭・割木下地ニ而者地並不平、無程漏候様ニ相成候間、古来之通り竹ニいたし候様ニ可申談儀ニ御座候、然者一應小杭ニいたし候得者、今更申達候而茂容易ニ承行仕間布候得共、成たけ竹ニいたし候様ニ申掛見、其上ニ而才覚難成ニ相極候者、其節之了簡次第ニ可仕候哉

御付紙

瓦下地竹ニいたし候上ハ無之候得共、竹之義今度者外向より難調段可申聞候哉、多クハ先年之通小杭或者割木ニ而可致旨可申聞候、丸杭者瓦下地悪敷相成候間、一切不相用候、責而割木相用様ニ可被申談候、尤成たけ竹を用候様ニ可被相心得候

瓦の下地は、古くから竹を用いていた。ただし、未年（享保十一年）の修理の際に、十分な量の竹を用意することができず、相談の上、丸杭・小杭あるいは割木で間に合わせることになった。しかし、小杭や割木では地並が平らにならず、雨漏りの原因などにもなるので、なるべく竹を用いることが好ましい、としている。「御付紙」によると、竹を用いることが最上であるが、やむを得ない場合は、妥協案として割木でも良いという回答であった。竹を用い難ければ割木もしくは小杭（割木の方が優先度が高い）、丸杭は用いてはならないということになる。

以上から、屋根全体の構造には、対馬側が積極的に介入していたことは明確である。特に、小屋組み部分と瓦葺きには日本の工法が採用されている。一方で、本来であれば野地板を張る部位については、竹の調達が困難であるという理由から、小杭を利用するという妥協案を採用していたことは明らかである。

終章

以上、本稿では草梁倭館で実施され続けた修理と改建について、資材調達に着目し、主要な資材である材木、土そして瓦を中心に調達地や調達方法などを論じた。以下に、これら個別具体的な事例を簡潔にまとめておきたい。

まず、資材調達の原則は、「朝鮮側が全面的に資材を提供する」とみなされていた。この原則は主として財政面に限定されていたことである。決まりの上では、対馬側が必要資材の調達を請け負う手法は、正徳度に改められていたが、依然として、対馬側も資材調達の一端を担っていたことになる。朝鮮側が独自に必要量をすべて調え、倭館に搬入した資材は、材木及び特定の時期の平瓦・丸瓦に限定される。釘や鬼瓦などのように技術的に朝鮮のみでは対応が困難であったもの、土のように倭館内部も調達先の一つとなったものなど、朝鮮側が全面的に資材を提供することがかなわなかった要因は様々である。特に土の一部については、中川の川浚えという、本

来は修理・改建とは無関係に行われる館内業務と連動する形で調達されたことは、資材調達は決して独り立ちして実施することができなかったという点において注目に値する。

このように、修理・改建における対馬側の関与は、人員の派遣のみにとどまらず、資材調達にも及んでいることは明らかである。修理・改建に必要な全量を朝鮮側が調達していた材木でさえ、対馬側が調達先に注文を付けているほどである。さらに、資材の倭館への搬入方法や加工場所、時期までも自らの要求を通している。すなわち、資材調達に関与することにより、搬入に伴う業務やその先の建築工程にまで、深く対馬側の人員が入り込んだのであった。

こうした対馬側の積極的な関与は、日本における出島や唐人屋敷のように、草梁倭館を朝鮮にありながら異質な空間に作り上げたといえる。とりわけ、資材の違いによる視覚的な効果は大きい。修理・改建で使用する材木は、朝鮮建築に一般的な松であった。屋根に葺く平瓦・丸瓦も朝鮮製のものを使用しており、朝鮮建築に近い様相を呈していたことであろう。倭館の修理・改建に対馬側の職人が不可欠だったことと同様に、日本ではなじみの薄い松材の扱いに長けた朝鮮側の職人もまた、単なる人手という役割を超えて、なくてはならない存在であった。一方で、これらの家屋群は、日本式の建具を用い、宗家の家紋入りの鬼瓦が施されていた。これをもってただちに、倭館に存在する家屋が日朝混合様式であったと断定してしまうことは早計であるが、少なくとも日本的なたたずまいも兼ね備えていたとは考えうる。そこには、朝鮮側から財政的な援助を受けていながらも、草梁倭館が自らの専有物であることを誇示しようとした対馬側の意図が透けて見える。当初、対馬側が資材調達に深く関与せざるをえなくなった経緯は、必ずしも彼らの意思ではなかったが、このことは草梁倭館を日本的な様相にするための一助となったと考えられる。

こうした東西の大庁と比較して、同じ館内に立ち並ぶ日本建ての家屋は、おおむね日本的であるといえる。材木は、国元の仕立物方から供出された杉や檜が利用されていたと考えられ、瓦も当時の日本で流通していた桟瓦を使用している。すなわち草梁倭館とは、こうした家屋群によって構成され、日本負担及び朝鮮負担の家屋が混在する中で釜山における異国の街並みを形成していたといえるだろう。

註

（1）近世倭館についての論考には、小田省吾「李氏朝鮮における倭館の変遷」（『朝鮮支那文化の研究』刀江書院、一九二九年）をはじめとして、長正統「日鮮関係における記録の時代」（『東洋学報』五〇巻四号、一九六八年）、田代和生「草梁倭館の設置と機能」（『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年）、泉澄一『釜山窯の史的研究』（関西大学出版部、一九八六年）、尹裕淑「近世倭館の造営・修補について」（『歴史評論』五九五号、一九九九年）、田代和生『倭館　鎖国時代の日本人町』（文藝春秋社、二〇〇二年）、同書を再編した田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』（ゆまに書房、二〇一一年）、尹裕淑『近世日朝通交と倭館』（岩田書院、二〇一一年）などがある。

（2）前掲註（1）尹裕淑「近世倭館の造営・修補について」、同『近世日朝通交と倭館』。以下、修理・改建にかかわる箇所は本書によった。

（3）夫学柱「近世日朝通交拠点の形成と展開に関する研究『草梁倭館』の建設と発展プロセスの解明」（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士学位論文、二〇〇七年）。

（4）国立国会図書館、長崎県立対馬歴史民俗資料館、韓国国史編纂委員会に所蔵される一連の史料。修理や改建が行われるごとに作成される。修繕対象家屋の名称が付され、『東館修理記録』『一特送使房内改建記録』などと称される。

（5）前掲註（3）夫学柱「近世日朝通交拠点の形成と展開に関する研究『草梁倭館』の建設と発展プロセスの解明」三三三頁。

（6）前掲註（1）小田省吾「李氏朝鮮に於ける倭館の変遷」一一四～一一六頁。

（7）移転交渉の詳しい経緯については、前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』（一七二～一八六頁）、同田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』（四七～五三頁）を参照。

（8）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』一八七～一八九頁。

（9）（10）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』一九〇頁。

（11）前掲註（1）田代和生『新・倭館―鎖国時代の日本人町』七一～七二頁。

（12）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』一九〇、一九八頁。

（13）前掲註（1）尹裕淑「近世倭館の造営・修補について」五一～五三頁。

（14）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』二七六頁。

（15）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』一九〇頁。

（16）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』一九九～二〇〇頁。

（17）前掲註（1）尹裕淑『近世日朝通交と倭館』二〇〇～二〇四頁。

（18）宗家文書『東館監董官　書付』（長崎県立対馬歴史民

俗資料館所蔵、記録類Ⅱ、朝鮮関係L）。

(19)「代官方浜方別方、通詞並詞稽古、東向寺」『分類事考』（国立国会図書館所蔵）。

(20)『辺例集要』巻一一、館宇、甲辰（一七二四）一二月条。

(21)『建築大事典』（彰国社、一九九三年）。

(22)『辺例集要』巻一一、館宇、丙辰（一六七六）七月条。

(23) 宗家文書『館守家・裁判家修理記録』（国立国会図書館所蔵）享和三年二月五日条。

(24) 通常、根石とは、礎石がずれないように礎石の下に置いて固定するための、礎石に比べると小さな石のことを指す。しかし、岡山県備中地方、島根県出雲地方、福岡県北九州市付近、長崎県長崎市付近、宮崎県宮崎市付近などでは礎石を指す呼称として根石という言葉が使われる（日本建築学会民家語彙集録部会編『日本民家語彙解説辞典』日外アソシエーツ、一九九三年）。また、鈴木棠三校注『楽郊紀聞』（2、平凡社、一九七七年、八四頁）には、「同村［久田村］、御茶屋の台、弘化三年秋、御初狩有るべしとして、地普請ありけり。昔の柱根石と見ゆるもの、其儘にて幾所となく埋り居りしを以て察するに、如何なる御茶屋なりしや、大分大き成御家と見えたり。其石元トの如くに、埋め置しと也。」とあることから、対馬でも、礎石の意で「根石」という語が用いられていたと考えられる。

(25) 夫学柱「近世日朝通交拠点『草梁倭館』に関する指図の比較とその編年」（日本建築学会計画系論文集、六〇五号、二〇〇六年）一五三頁。ただし、館守家のように、増築が確認できる事例も存在する。

(26)「一特送船下房内改建之事」（韓国国史編纂委員会編刊本『分類紀事大綱』Ⅱ、二〇〇六年）正徳四年八月二十八日条など。なお、当初から両国の鉄の値段に応じて釘の調達先を変える取り決めであったかどうかは不明である。

(27) 前掲註(26)「一特送船下房内改建之事」正徳五年一月二十六日条。

(28) 前掲註(26)「一特送船下房内改建之事」正徳五年四月十四日条。

(29) 宗家文書『東館修理記録』（国立国会図書館所蔵）寛延三年十一月二十七日条。

(30) 宗家文書『僉官屋修補日記』（韓国国史編纂委員会所蔵、記録類四七九四番）享保八年十一月二十日条。

(31) 小泉袈裟勝『度量衡の歴史』（コロナ社、一九六一年）一八頁。

(32)『朝鮮を知る事典』（平凡社、一九八六年）。

(33)「館構之石垣之事」（韓国国史編纂委員会編刊本『分類紀事大綱』Ⅲ、二〇〇六年）享保十四年九月四日条。

(34) 田代和生『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）三〇五頁～三〇八頁。

(35) 村田書店、一九七九年、一一三頁。

(36) 前掲註(24)鈴木棠三校注『楽郊紀聞』2、一三六頁。

(37)(38) 徳永勲美編『韓国総覧』（韓国学献研究所編『旧韓国末日帝侵略史料叢書』17、社会編8、亜細亜文化社、

一九八五年所収）一一六六頁。

(39) 近世の林政や地域ごとの林業の様相については、所三男『近世林業史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）を参照。

(40) 『新対馬島誌』（新対馬島誌編集委員会、一九六四年）四〇一頁。

(41) 李萬雨「李朝時代의 林地制度에 關한 研究」（『韓国林学会誌』一二、一九七四年）三〇頁～三一頁、三四頁～三五頁。

(42) 材木の伐り出しに役人が立ち会うことは、朝鮮王朝独自の建築時にも行われている。その場合には、都提庁などの高位の官吏ではなく、郎庁などの中・下位の官吏が現地に同行し、見分・立ち会いを行った（金東旭「朝鮮時代 造営組織 研究（Ⅱ） 朝鮮後期 官営建築工事에서의 工匠組織」『大韓建築学会誌』二七巻一一三号、一九八三年及び中西章「朝鮮李朝における『営建都監』組織の変化について」『日本建築学会計画系論文集』五四六号、二〇〇一年）。

(43) 第一章で示した通り、享保九年（一七二四）西館大監董での朝鮮側の出費のうち、資材にかかる費用は全体の約二割を占めており、資材調達費全体に占める材木の割合は、約一四パーセントであった。

(44) 前掲註(26)「一特送船下房内改建之事」正徳四年九月六日条。

(45) 前掲註(26)「一特送船下房内改建之事」正徳五年一月二十七日条。

(46) 貿易品のうち、粗悪品の受取を拒否できる制度（前掲註(1)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』七五頁）。のち、朝鮮通信使易聘交渉の際の「省弊節目」には、対馬藩による公木と礼単参の点退を自制することが加えられている（前掲註(1)尹裕淑『近世日朝通交と倭館』二八九頁）。

(47) 例えば、「材木義百六拾丁引込居候処、四拾六丁者不宜候ニ付、百拾四丁請取」（前掲註(23)『館守家・裁判家修理記録』享和年九月十二日条）というように、三割弱を返却した事例も確認できる。

(48) 前掲註(29)『東館修理記録』寛延二年七月二十六日条。

(49) 渡邉晶『大工道具の歴史』（吉川弘文館、二〇〇四年）一四頁。

(50) 宗家文書『諸山植付帳』『杉・檜木数改町』（いずれも長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅱ、仕立物方A）など。なお、前掲註(40)『新対馬島誌』によると、桑、棕梠、栗、桐、竹なども植林対象であったが、杉や檜に比べて小規模であったという（四〇二頁）。

(51) 安藤邦廣『民家造 素材を生かす技、暮らしを映すかたち』（学芸出版社、二〇〇九年）五三頁。

(52) 松は、杉や檜に比べると硬質で、打ち割って製材することができなかった（脇野博「杣工」塚田孝編『職人・親方・仲間』シリーズ近世の身分的周縁3、吉川弘文館、二〇〇年、五三頁）。

(53) 「西館修理之事」（韓国国史編纂委員会編刊本『分類紀事大綱』Ⅱ、二〇〇六年）享保八年二月四日条など。

(54)「東西館修理改建之事」『分類紀事大綱』四（韓国国史編纂委員会所蔵、記録類四五四一番）安永三年二月二十八日条。
(55)『辺例集用』巻十一、館宇、丁巳（一七三七）閏九月条。
(56) 前掲註(23)『館守家・裁判家修理記録』享和二年一月六日条。
(57) 宗家文書『開市大廳改建記録』（国立国会図書館所蔵）寛政三年四月二十一日条。
(58) なお、対馬側が資材調達を請け負った元禄度の修理・改建においては、製材した材木を対馬から運搬した可能性がある。
「一、僉官家修理之儀、朝鮮より弥此方江御頼可申之由先頃被申越候、就夫材木等山取之侭ニ而被差渡候而者取廻シ自由ニ不罷成、其上船ニ茂多ク積不申、何角ニ差支候、依之奉行並役目人茂早速被仰付候付、於爰元段々荒削仕差渡候筈ニ申付、最早取掛申候、
右、元禄十三年六月十日、寺田市兵衛方へ申遣ス」
（「和館普請一件」『分類紀事大綱』二十一、国立国会図書館所蔵）
これによれば、丸太の状態ではなにかと差し支えるので、国許で荒削までを済ませてから、倭館へ漕ぎまわしていたことになる。
(59) 前掲註(53)「西館修理之事」享保八年五月二十一日条。
(60) 前掲註(3)夫学柱「近世日朝通交拠点の形成と展開に関する研究　『草梁倭館』の建設と発展プロセスの解明」九八頁。
(61) 前掲註(1)尹裕淑「近世倭館の造営・修補について」四四頁。
(62) 前掲註(30)『僉官屋修補日記』享保九年閏四月一日条。
(63) 山田幸一『壁』（法政大学出版局、一九八一年）一七四頁～一八二頁。
(64) 前掲註(29)『東館修理記録』寛延三年三月二十日条。
(65) 用いる土の質の違いは、当然ながら左官の技術にもかかわってくる。左官に弟子入りした場合は、最初は土こねなどの材料下ごしらえから始め、徐々に下塗りから中塗りへと、技術に応じて担当するようになる（星清「左官うつりかわり」伊藤ていじ監修『家作の職人』聞き書日本建築の手わざ　第三巻、平凡社、一九八五年、二二七頁）。
(66) 例えば、前掲註(29)『東館修理記録』寛延三年一月十九日条には、「今日土踏申付候、御代官屋西井戸際ワ平地之所ニ而踏之、此所地高ニ而有之候ニ付、高キ所之土削取屋根よりおろし候土ニ交、館守家屋根用之土と仕候也」とあるように、採場に近く、一定の作業スペースを確保できる場所で土踏みを実施していたようである。
(67) 前掲註(1)尹裕淑『近世日朝通交と倭館』二一二頁。
(68) 宗家文書『東館修理記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、記録類四八〇一番）安永三年三月二十九日条。
(69) 土砂堆積の弊害については、1不衛生であること、2館内が湿地となっては家屋の破損が促進されること、3火災が発生した際には、（おそらく消火のために河川が利

用できないために）被害が拡大すること、の三点が挙げられており、間接的には家屋の保全を目的としていることから、広義には川浚えも倭館の維持・管理の役割を果たしていたといえよう（「中川浚之事」韓国国史編纂委員会編刊本『分類紀事大綱』Ⅲ、二〇〇六年、享保十五年十月十三日条）。

(70) 森郁夫『瓦』（法政大学出版局、二〇〇一年）一六七頁。

(71) 前掲註(53)「西館修理之事」享保五年八月条。

(72) 前掲註(1)尹裕淑「近世倭館の造営・修補について」四四頁。

(73) 前掲註(58)「和館普請一件」貞享五年九月七日条。

(74) 前掲註(26)「一特送船下房内改建之事」正徳五年十一月二十七日条。

(75) 宗家文書『一特送使房内改建記録』（国立国会図書館所蔵）正徳五年十一月三日条。

(76) 浅川伯教『釜山窯と対州釜』（彩壺會、一九三〇年）一三五～一三七頁。

(77) 前掲註(1)泉澄一『釜山窯の史的研究』六六八頁～六八九頁。父は意庵といい、養玉院（対馬藩主宗義成夫人）に仕え、茶頭であった。意春は、正徳三年に、焼物細工見習として倭館へ渡海している。

(78) 前掲註(1)泉澄一『釜山窯の史的研究』六九二頁。

(79) 前掲註(1)泉澄一『釜山窯の史的研究』六九一頁～六九二頁。鬼瓦を茶碗窯で焼くことは、館守の便乗方針であったそうだが、その結果、陶土が搬入されたかどうかは不明。なお、同書では、正徳五年十一月二十四日に「話が持ち込まれた」としているが（六九二頁）、実際には、十一月二十二日には既に鬼瓦が完成している（前掲註(75)『一特送使房内改建記録』）。

(80) 前掲註(76)浅川伯教『釜山窯と対州窯』一四〇頁～一四一頁。

(81) 山口喜代蔵「藤岡の鬼瓦」（伊藤ていじ監修『家作の職人』聞き書　日本建築の手わざ　第三巻、平凡社、一九八五年）二六二頁～二七四頁。

(82) 前掲註(70)森郁夫『瓦』三一頁。

(83) 前掲註(75)『一特送使房内改建記録』正徳五年十二月十日条。

(84) 宗家文書『第一船行廊改建記録』（国立国会図書館所蔵）覚書。

(85) 瓦をめぐる文化の違いは、現場の作業にも影響を及ぼしていたようで、質・量ともに対馬側の意図する瓦が搬入されず、朝鮮側に作り直しを要求している事例が確認できる（前掲註(53)「西館修理之事」享保八年十二月十四日条）。

(86) 前掲註(29)『東館修理記録』寛延二年七月二十一日条。

(87) 前掲註(3)夫学柱「近世日朝通交拠点の形成と展開に関する研究　『草梁倭館』の建設と発展プロセスの解明」一一五頁。

(88) 宗家文書『西館修補記録』（国立国会図書館所蔵）。

(89) 宗家文書『僉官屋修補日記』（国立国会図書館所蔵）寛延三年一月十八日条。

(90) 前掲註(70)森郁夫『瓦』八頁～四〇頁。
(91) 前掲註(21)彰国社編『建築大事典』。
(92) 藤原勉・渡辺宏『物語ものの建築史　和瓦のはなし』（鹿島出版会、一九九〇年）一三頁。
(93) 宗家文書『古文書三六五一』（韓国国史編纂委員会所蔵、古文書、3倭館）。閏月が五月である巳年は、正徳三年もしくは安政四年である。なお、韓国史編纂委員会には、同種の仮送状がもう二通所蔵されている（古文書番号四七四七番、五九六八番）。
(94) 前掲註(3)夫学柱「近世日朝通交拠点の形成と展開に関する研究　『草梁倭館』の建設と発展プロセスの解明」など。
(95) 宗家文書『類聚書抜』三十（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅱ、朝鮮関係Q）享保八年四月一日条。
(96) 前掲註(1)尹裕淑『近世日朝通交と倭館』二一一頁。
(97) 『辺例集要』巻十一、館宇、辛亥（一七九一年）十二月条。
(98) 宗家文書『東館修理記録』（韓国国史編纂委員会所蔵、記録類四七九九番）寛延二年七月二十六日条。

（附記）
宗家文書の閲覧にあたっては、長崎県立対馬歴史民俗資料館の山口華代氏、韓国国史編纂委員会の朴慶禧氏に格別のご高配を賜った。ここに心よりお礼を申し上げる。本稿は、二〇一一年度慶應義塾大学大学院文学研究科に提出した修士論文「草梁倭館の修理と改建　資材調達及び建築の観点から」を加筆修正したものである。加筆修正にあたっては田代和生先生（慶應義塾大学名誉教授）にご指導頂いた。末筆ながら感謝申し上げる。